

国空安政第 1658 号
令和 5 年 12 月 14 日

公益社団法人日本航空機操縦士協会
会長 殿

国土交通省航空局
安全部安全政策課長
(公印省略)

国際民間航空条約第 6 附属書第 2 部の一部改正について (周知のお願い)
－ 空港等の消火救難体制の評価関係 －

平素より航空安全行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

国際民間航空条約第 14 附属書では、運航する飛行機の大きさ等に合わせ、空港等に消火救難体制区分 (以下「RFFS カテゴリー」という。) に従った体制の確立が義務付けられています。

また、第 6 附属書第 1 部では、航空運送事業者に対し、使用する空港等の RFFS カテゴリーについて、航空機の型式や運航目的による安全リスクレベルを評価することが規定されています。

今般、第 6 附属書第 2 部の一部が改正されたことにより、使用予定の空港の施設やサービスの適切性を判断する際に、航空機の型式や運航形態に紐付いた安全リスクレベルを消火救難体制 (RFFS) も考慮して評価することが、最大離陸重量 5,700kg を超える飛行機又はターボジェットエンジンを装備した飛行機を運航する航空運送事業者以外の者に対しては標準 (Standard) として規定され、これら以外の飛行機の機長に対しては勧告 (Recommendation) として推奨されることになりました。

つきましては、日頃より航空路誌 (AIP) 等によって使用予定空港の消火救難体制についてご確認いただいているとは存じますが、この機会に改めて、貴会傘下会員等に対して、別添の事項について周知を図っていただきますよう、よろしくお取り計らい下さい。

※ RFFS は Rescue and Fire Fighting Services の略

使用空港等選定時の RFFS カテゴリーの安全リスクレベルの評価について

第6 附属書第2部 第2章 2.2.1.2 項及び第3章 3.4.1.2 項（抜粋：和訳）

1. 最大離陸重量が 5,700kg を超える飛行機又はターボジェットエンジンを装備した飛行機の運航者は、使用予定の空港の施設やサービスの適切性を判断する際に、当該空港等の消火救難体制（RFFS）も考慮して、航空機の型式や運航形態に紐付いた安全リスクレベルを評価しなければならない。
2. 上記以外の飛行機の機長は、使用予定の空港の施設やサービスの適切性を判断する際に、当該空港等の消火救難体制（RFFS）も考慮して、航空機の型式や運航形態に紐付いた安全リスクレベルを評価することが推奨される。

- ※ 各空港等の RFFS カテゴリーは、AIP AD 2.6 項に記載あり。
- ※ 国際民間航空条約第 14 附属書の RFFS カテゴリーは以下のとおり。

（参考 1） RFFS カテゴリー

空港等 RFFS カテゴリー	飛行機の全長	飛行機の 最大胴体幅
1	0m 以上 9m 未満	2m
2	9m 以上 12m 未満	2m
3	12m 以上 18m 未満	3m
4	18m 以上 24m 未満	4m
5	24m 以上 28m 未満	4m
6	28m 以上 39m 未満	5m
7	39m 以上 49m 未満	5m
8	49m 以上 61m 未満	7m
9	61m 以上 76m 未満	7m
10	76m 以上 90m 未満	8m

(参考2) RFFS カテゴリー確認手順

上記(参考1) RFFS カテゴリーの表を用いて、

1. 使用する飛行機の全長の最大値を「飛行機の全長」欄に当てはめ、合致したRFFS カテゴリーを選択する。
2. 使用する飛行機において、胴体幅の最大値が「飛行機の最大胴体幅」欄に当てはめ、規定する数値を確認する。
 - A. 使用する飛行機の最大胴体幅が、「飛行機の最大胴体幅」欄の数値以下の場合、前記1. で確認したRFFS カテゴリーを用いる。
 - B. 使用する飛行機の最大胴体幅が、「飛行機の最大胴体幅」欄の数値を超える場合、前記1. で確認したRFFS カテゴリーの一つ上のカテゴリーを用いる。

※ 航空運送事業者が運航する飛行機に係る RFFS の確認については、運航規程審査要領細則(平成12年1月28日 空航第78号)にて規定済み。
(航空安全情報ポータル 通達類 航空運送事業 運航規程審査要領細則 参照)

以上